

医師確保計画における 医師の確保の方針について

医師の確保の方針の位置付け

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)
資料1(抜粋・一部改変)

背景

- 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- 都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

医師の偏在の状況把握

医師偏在指標の算出

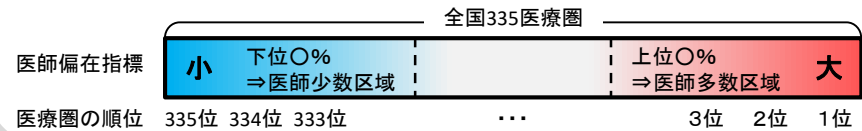
三次医療圏・二次医療圏ごとに、**医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す**ために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた**医師偏在指標**の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき「5要素」

- 医療需要（ニーズ）及び将来の人口・人口構成の変化
- 患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種類（区域、診療科、入院／外来）

医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。



国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例)・短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
- ・中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする等

確保すべき医師の数の目標 (目標医師数)

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指標を踏まえて算出する。

目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

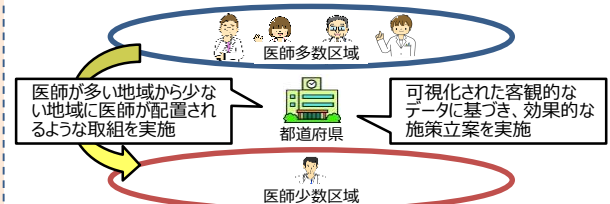
- (例)・大学医学部の地域枠を15人増員する
- ・地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣する調整を行う 等

3年*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
医療計画	第7次						第8次					
医師確保計画	指標設計(国)	計画策定(県)	第7次				第8次(前期)		第8次(後期)			

* 2020年度からの最初の医師確保計画のみ4年(医療計画全体の見直し時期と合わせるため)

都道府県による医師の配置調整のイメージ



■ 改正法の施行後、医師偏在指標を活用した医師偏在対策として、主に以下のものが実施されることとなる。

医師確保計画における目標医師数の設定

都道府県は、三次医療圏・二次医療圏単位で、医師偏在指標を踏まえた医師の確保数の目標(目標医師数)の設定が義務付けられている

医師少数区域、医師多数区域の設定

都道府県は、二次医療圏単位で、医師偏在指標に関する基準に従い、医師少数区域・医師多数区域の設定ができることとされている

都道府県内での医師の派遣調整

都道府県は、地域医療支援事務として、都道府県内の医師少数区域等における医療機関をはじめ、医師確保が必要な医療機関で適切に医師が確保されることを目的とした医師の派遣調整を行うこととされている

キャリア形成プログラムの策定

都道府県は、地域医療支援事務として、都道府県内の医師少数区域等における医師の確保と、当該区域に派遣される医師のキャリア形成の機会の確保を目的としたキャリア形成プログラムの策定を行うこととされている

医療機関の勤務環境の改善支援

都道府県は、医師少数区域等に派遣される医師が勤務することとなる医療機関の勤務環境の改善の重要性に留意し、医師派遣と連携した勤務環境改善支援を行うこととされている

地域医療への知見を有する医師の大臣認定

厚生労働大臣は、医師少数区域等における一定の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を認定することとされている

臨床研修病院の定員設定

都道府県知事は、医師少数区域等における医師数の状況に配慮した上で、都道府県内の臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めることとされている

大学医学部における地域枠・地元枠の設定

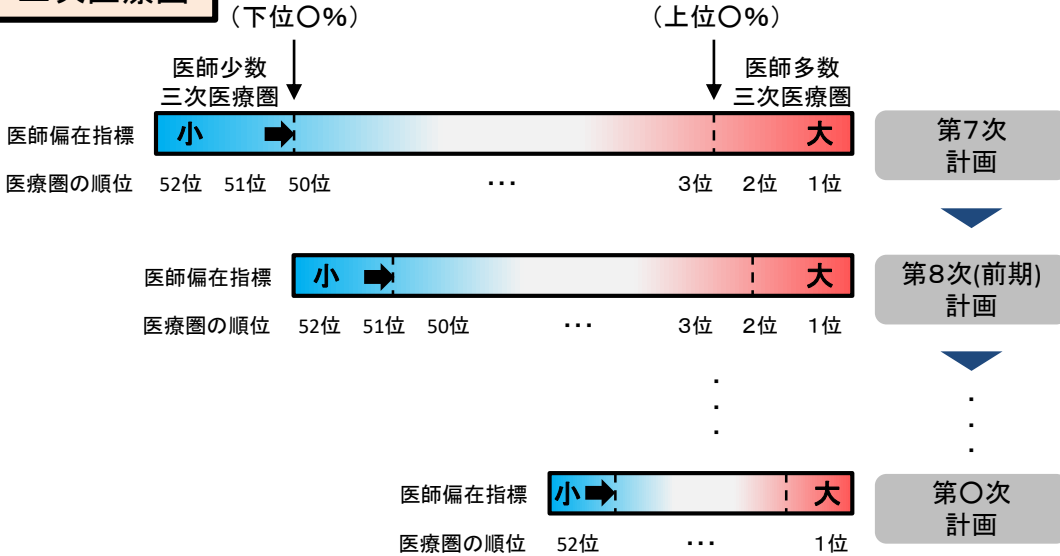
都道府県は、医師偏在指標によって示される当該都道府県の医師の多寡を踏まえ、大学に対し、医学部における地域枠・地元枠の設定・増加の要請を行うことができることとなる

目標医師数の基本的な考え方(案)

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)
資料2(抜粋・一部改変)

- 目標医師数を次のように設定することとしてはどうか。

三次医療圏

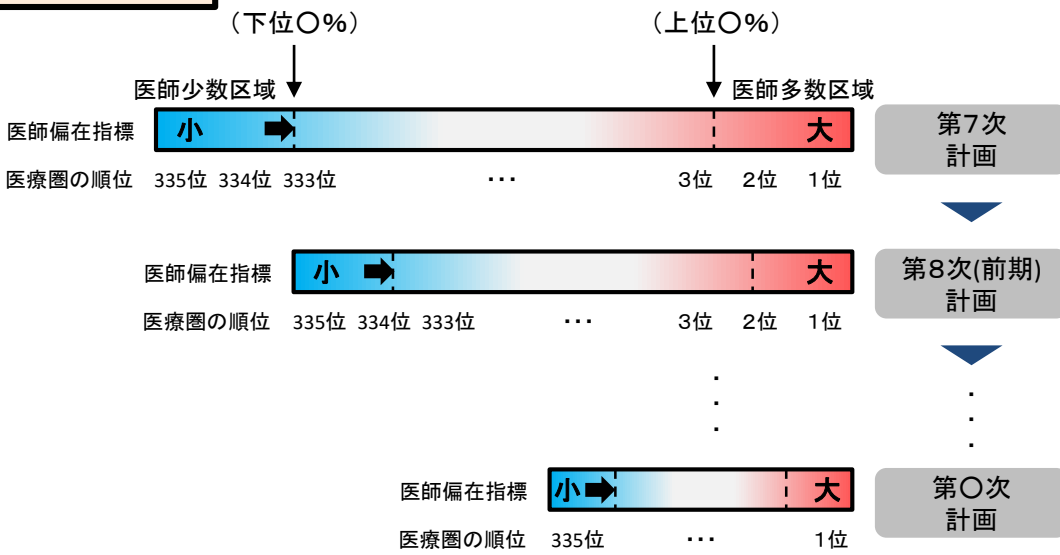


計画終了時点の医師偏在指標の値が、計画開始時点の医師少数三次医療圏の基準値(下位0%)に達することとなる医師数を目標医師数に設定

- 計画開始時点で基準値を下回る三次医療圏 : 医師確保が必要
- 計画開始時点で基準値を上回る三次医療圏 : 目標を達成済

複数の計画期間を通じて、段階的に偏在の解消を図る

二次医療圏



医師少数区域 :
計画終了時点の医師偏在指標の値が、計画開始時点の医師少数区域の基準値(下位0%)に達することとなる医師数を目標医師数に設定

その他の区域 : 都道府県が独自に目標を設定
(国が、参考値として医師偏在指標が全国平均値と等しい値になる医師数を提示)

複数の計画期間を通じて、段階的に偏在の解消を図る

医師の確保の方針についての基本的な考え方（案）

- 医師の確保の方針は、医師少数三次医療圏／医師少数区域（二次医療圏）に関しては医師を増やすことが基本となる。
- さらに、偏在是正の観点からは、医師の少ないところは、医師の多いところから医師の確保を行うことが望ましいと考えられる。例えば、医師多数三次医療圏内の医師少数区域に、当該三次医療圏外から医師の派遣を募るといった方針とならないよう、医師の多寡の状況について場合分けを行い医師の確保の方針を定める必要がある。
- さらに、「今すぐに医師確保が必要である」、「今は医師が確保できているが、将来的に医師確保が必要である」といった時間軸による差異によって、採るべき対策が異なることから、場合分けを行い医師の確保の方針を定める必要がある。

三次医療圏の医師の多寡の状況による場合分け

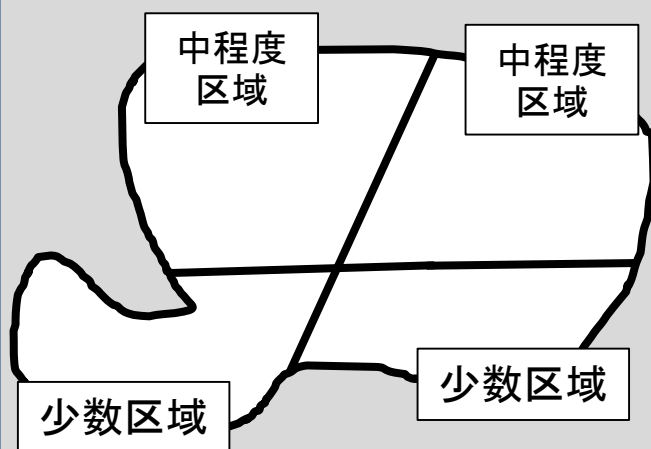
- 医師少数三次医療圏、医師中程度三次医療圏、医師多数三次医療圏では、医師の確保の方針が異なるのではないか。

※医師中程度三次医療圏：医師少数三次医療圏にも、医師多数三次医療圏にも該当しない三次医療圏

医師少数三次医療圏 A県

(例)

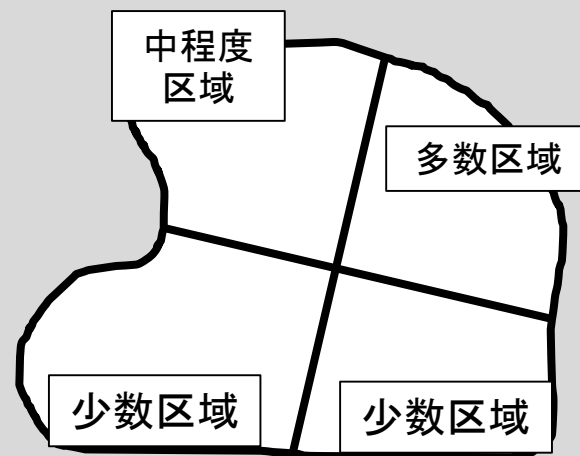
県としては医師少数三次医療圏であり、内部に医師少数区域を含む。



医師中程度三次医療圏 B県

(例)

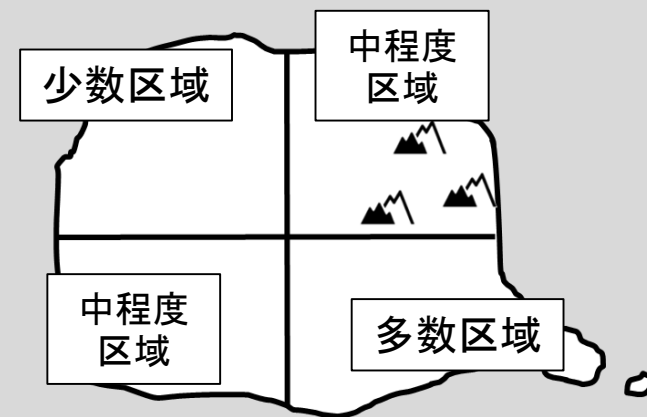
県としては医師中程度三次医療圏であり、内部に医師少数区域を含む。



医師多数三次医療圏 C県

(例)

県としては医師多数三次医療圏であり、内部に医師少数区域を含む。



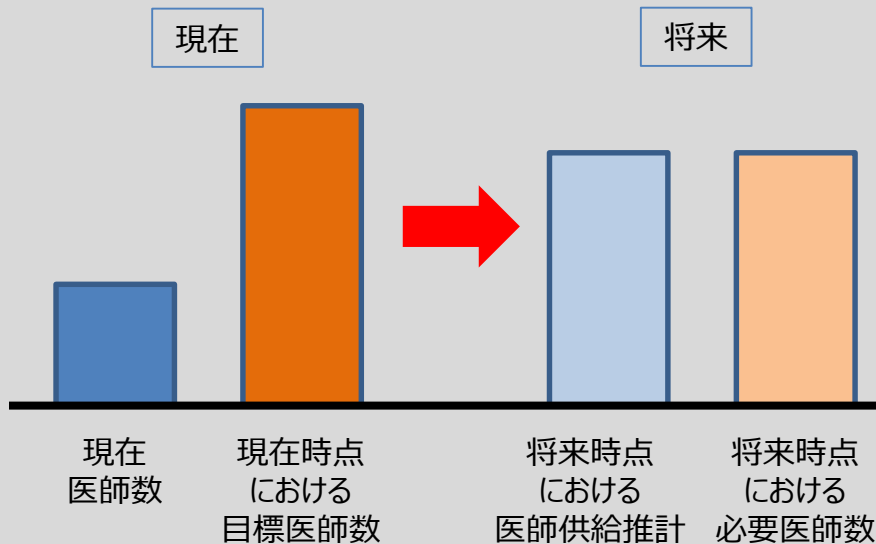
現在時点と将来時点のそれぞれにおける医師の多寡の状況による場合分け

- 現在時点の医師数の多寡の状況と、将来時点の医師数の多寡の状況に応じて、策定すべき医師の確保の方針は異なるのではないか。

地域の状況 D県

(例)

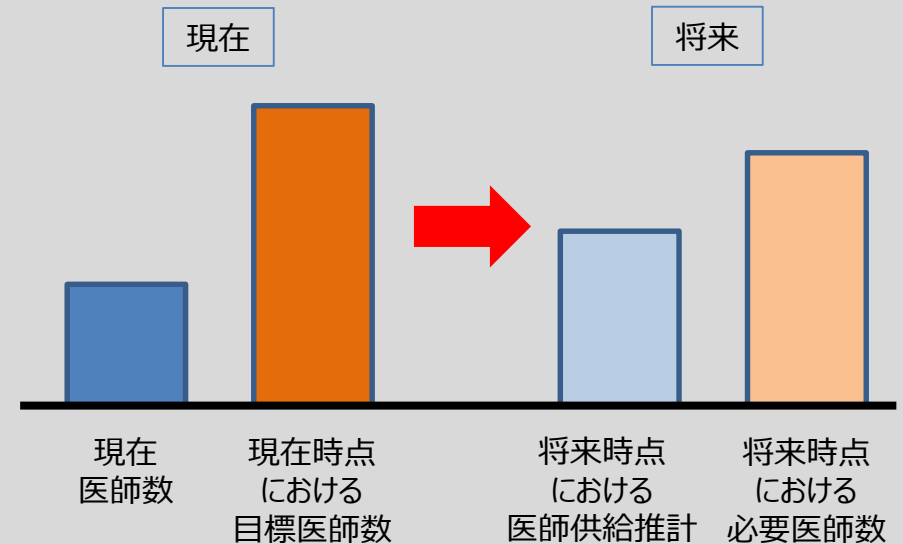
現在時点では医師少数三次医療圏に該当するが、将来時点には医師中程度三次医療圏となる。



地域の状況 E県

(例)

現在時点では医師少数三次医療圏に該当し、将来時点でも医師少数三次医療圏となる。

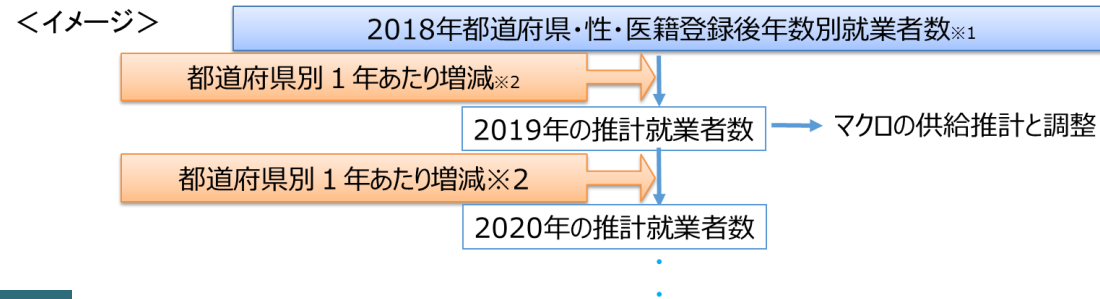


将来時点における医師供給推計の考え方

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会（平成30年10月24日）
資料3-1（抜粋・一部改変）

将来時点における医師供給推計

- 都道府県別の供給推計については、各都道府県の性・医籍登録後年数別の就業者の増減が、将来も継続するものとして推計をすることとしつつ、都道府県別の供給推計が、マクロの供給推計と整合するよう必要な調整を行うことを基本的な考え方としてはどうか。
- 都道府県別の就業者の増減は、医師の流出入の変化により大きな影響を受けると考えられ、不確実性があることから、複数回の調査を用いた実績ベースの値を用いて、幅を持って推計してはどうか。
- 以上の考え方をベースとしつつ、地域枠の設置を要件とした臨時定員部分等の医師の推計については、別途区別して推計を行うこととしてはどうか。



将来時点における必要医師数

- 将来時点における必要医師数をどのように設定するか。
 - 医師需給分科会第三次とりまとめにおける、将来時点において全国の医師数が全国の医師需要に一致する場合の医師偏在指標の値（全国値）を算出し、地域ごとに、将来時点の医師偏在指標が全国値と等しい値になる医師数を必要医師数としてはどうか。
 - 都道府県知事は、将来時点における必要医師数と、各地域の医師供給推計とのギャップを解消するために医師確保対策を講じることとしてはどうか。

※1 足元の就業者については、医師・歯科医師・薬剤師調査（以下「三師調査」という。）の実績値を用いることとし、医籍登録後1年目の就業者については、※2の都道府県別の増減に用いる期間における平均値を用いてはどうか。
※2 増減については、「三師調査」が2年間隔であることから、1年あたりの増減は2年あたりの増減の2分の1であると仮定することとしてはどうか。
※3 二次医療圏ごとの供給推計については、母集団が小さく、同様の考え方で直接推計することは困難であるため、現時点の各都道府県内に占める医師数のシェアが、将来時点においても、同様であると仮定して推計することとしてはどうか。

三次医療圏の 医師の確保の方針について

三次医療圏の医師の確保の方針の基本的な考え方（案）

- 三次医療圏の医師の多寡の状況への対応
- 現在時点と将来時点のそれぞれにおける医師の多寡の状況への対応

を組み合わせることで、三次医療圏の医師の確保の方針を定めることとしてはどうか。

三次医療圏の
医師の多寡の状況への
対応について

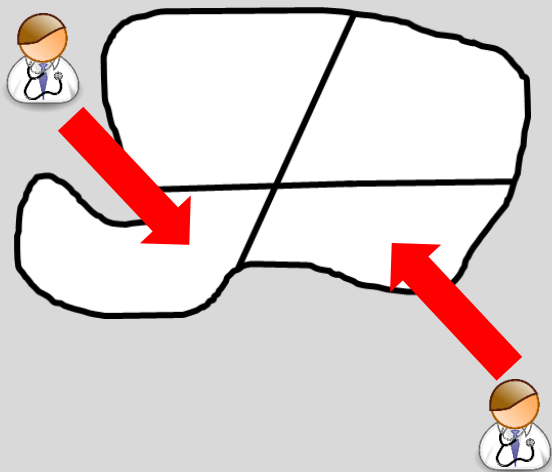
三次医療圏の医師の多寡の状況による医師の確保の方針の違い（案）

- 医師**少数**三次医療圏 : 他の医師多数三次医療圏からの医師の確保ができることとしてはどうか。
- 医師**中程度**三次医療圏 : 医師少数区域（二次医療圏）が存在する場合には、**必要に応じて**、他の医師多数三次医療圏からの医師の確保ができることとしてはどうか。
- 医師**多数**三次医療圏 : **他の三次医療圏からの医師の確保を行わない**こととしてはどうか。

医師**少数**三次医療圏

A県

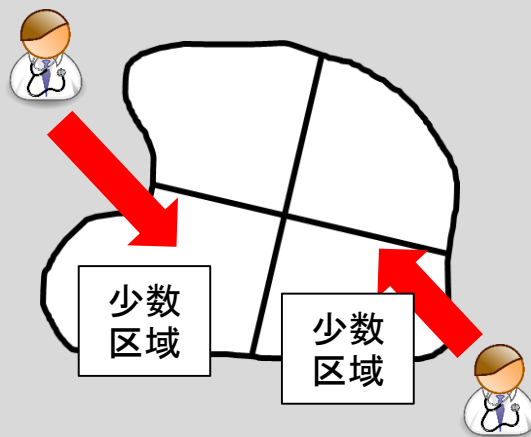
他の医師多数三次医療圏からの医師の確保を行うこととしてはどうか。



医師**中程度**三次医療圏

B県

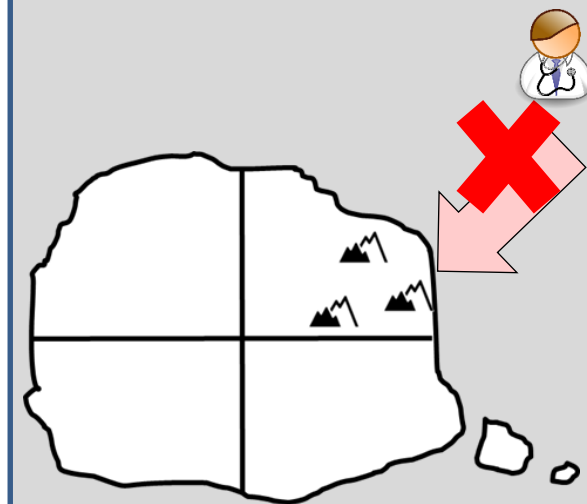
必要に応じて、医師少数区域に対しては他の医師多数三次医療圏からの医師の確保ができることとしてはどうか。



医師**多数**三次医療圏

C県

他の三次医療圏からの医師の確保を行わないこととしてはどうか。



(参考) 三次医療圏の医師の多寡の状況による医師の確保の方針の違い (案)

- 三次医療圏外からの医師の確保

		医師少数三次医療圏	医師中程度三次医療圏	医師多数三次医療圏
医師少数区域 (二次医療圏)	有り	可能	可能	不可
	無し	—	可能 (医師少数地区がある場合(後述))	

三次医療圏の
現在時点と将来時点のそれぞれにおける
医師の多寡の状況への対応について

現在時点と将来時点のそれぞれにおける医師の多寡の状況への対応（三次医療圏）（案）

- **現在時点**の医師数の多寡の状況に対しては、**短期的な施策**を用いて対応を行うこととしてはどうか。
- **将来時点**の医師数の多寡の状況に対しては、**短期的な施策と長期的な施策を組み合わせ**て対応を行うこととしてはどうか。

地域の状況 D県

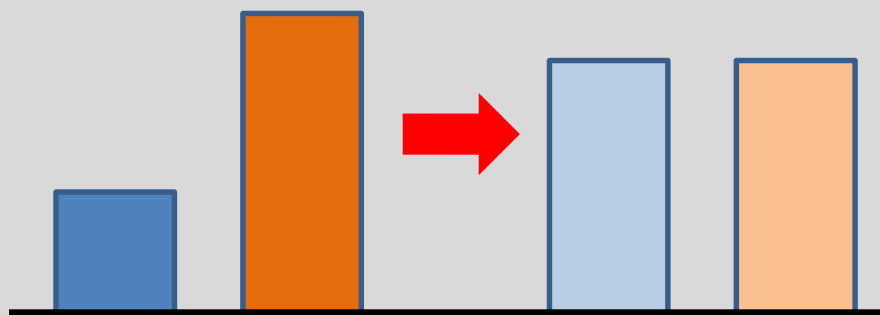
現在時点では医師少数三次医療圏に該当するが、将来時点には医師中程度三次医療圏となる。



- 医師を増やす方針
- 短期的な施策を用いる方針
- **長期的な施策は用いない方針**

現在

将来



現在
医師数

現在時点
における
目標医師数

将来時点
における
医師供給推計

将来時点
における
必要医師数

地域の状況 E県

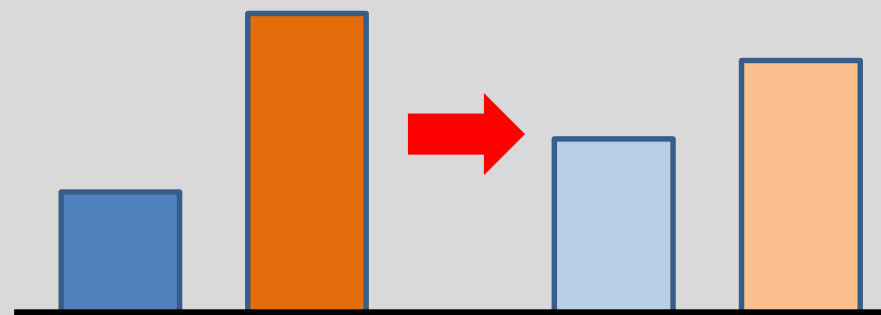
現在時点では医師少数三次医療圏に該当し、将来時点でも医師少数三次医療圏となる。



- 医師を増やす方針
- 短期的な施策を用いる方針
- **長期的な施策を用いる方針**

現在

将来



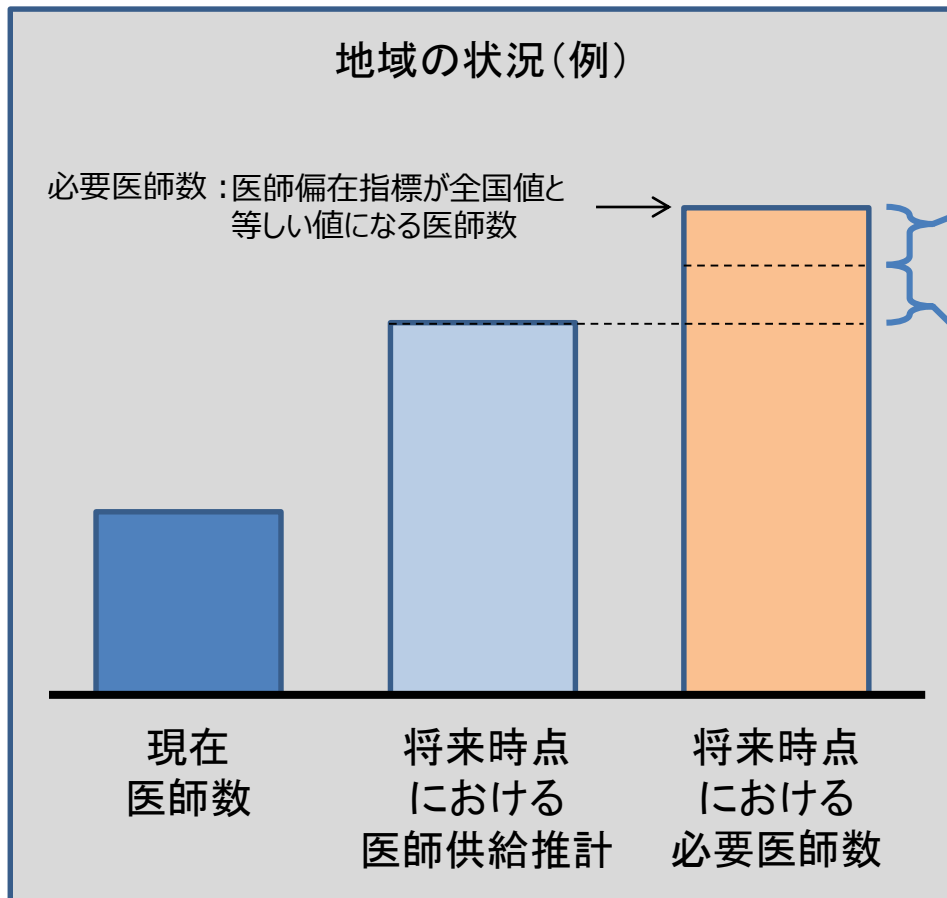
現在
医師数

現在時点
における
目標医師数

将来時点
における
医師供給推計

将来時点
における
必要医師数

地域ごとの将来時点における必要医師数を達成するための対策のイメージ



将来時点における必要医師数と医師供給推計のギャップのうち、一定程度は、医師派遣や定着促進などの養成以外の施策(短期的な施策)で対応する。

将来時点における必要医師数と医師供給推計のギャップのうち、一定程度は、大学医学部に対する地域枠・地元出身者枠の増員等の要請(長期的な施策)により対応する。

三次医療圏の医師の確保の方針

		現在時点	
		医師少数三次医療圏	医師多数／中程度三次医療圏
将来 時点	医師少数三次医療圏	短期的な施策 長期的な施策	長期的な施策
	医師多数／中程度三次医療圏	短期的な施策	—

二次医療圏の 医師の確保の方針について

- 二次医療圏の医師の確保の方針は、基本的に三次医療圏の医師の確保の方針と同様に考えてはどうか。

二次医療圏の
医師の多寡の状況への
対応について

二次医療圏の医師の多寡の状況による医師の確保の方針の違い（案）

- 医師**少数**区域：他の医師多数区域からの医師の確保を行うこととしてはどうか。
- 医師**中程度**区域：必要に応じて、他の医師多数区域からの医師の確保ができることとしてはどうか。
- 医師**多数**区域：二次医療圏外からの医師の確保を行わないこととしてはどうか。

医師**少数**区域 (二次医療圏)

他の医師多数区域からの医師の確保を行うこととしてはどうか。



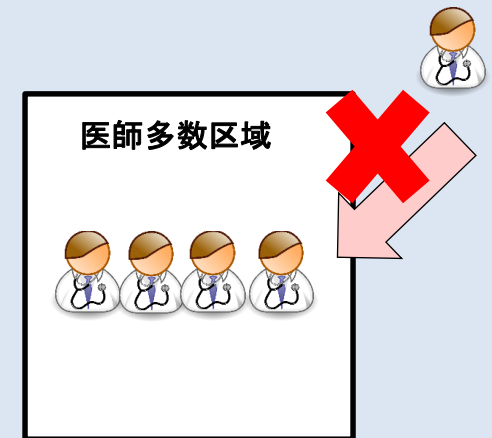
医師**中程度**区域 (二次医療圏)

必要に応じて、他の医師多数区域からの医師の確保ができることとしてはどうか。



医師**多数**区域 (二次医療圏)

二次医療圏外からの医師の確保を行わないこととしてはどうか。



- 二次医療圏外からの医師の確保

	医師少数区域	医師中程度区域	医師多数区域
	可能	必要に応じて可能	不可

二次医療圏の
現在時点と将来時点のそれぞれにおける
医師の多寡の状況への対応について

現在時点と将来時点のそれぞれにおける医師の多寡の状況への対応（二次医療圏）（案）

- **現在時点**の医師数の多寡の状況に対しては、**短期的な施策**を用いて対応を行うこととしてはどうか。
- **将来時点**の医師数の多寡の状況に対しては、**短期的な施策と長期的な施策を組み合わせ**て対応を行うこととしてはどうか。

地域の状況

㊦医療圏

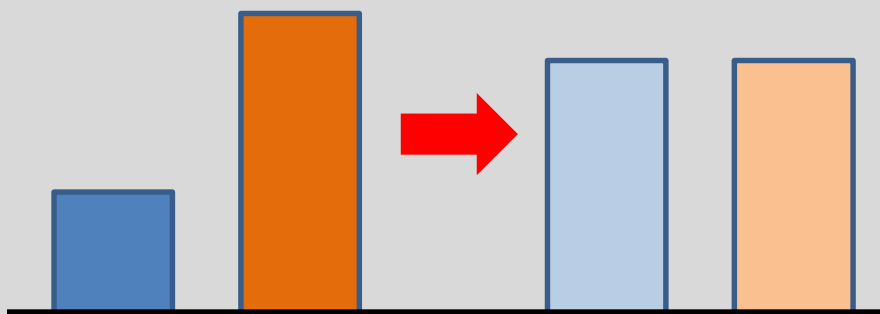
現在時点では医師少数区域該当するが、将来時点には医師中程度区域となる。



- 医師を増やす方針
- 短期的な施策を用いる方針
- **長期的な施策は用いない方針**

現在

将来



現在
医師数

現在時点
における
目標医師数

将来時点
における
医師供給推計

将来時点
における
必要医師数

地域の状況

㊧医療圏

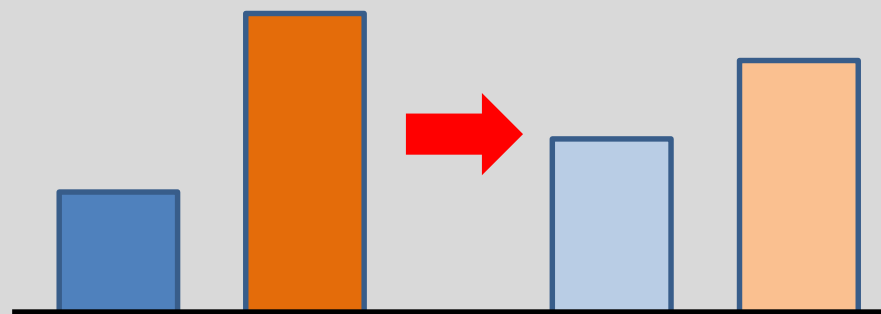
現在時点では医師少数区域に該当し、将来時点でも医師少数区域となる。



- 医師を増やす方針
- 短期的な施策を用いる方針
- **長期的な施策を用いる方針**

現在

将来



現在
医師数

現在時点
における
目標医師数

将来時点
における
医師供給推計

将来時点
における
必要医師数

二次医療圏の医師の確保の方針

		現在時点	
		医師少数区域	医師多数／中程度区域
将来 時点	医師少数区域	短期的な施策 長期的な施策	長期的な施策
	医師多数／中程度区域	短期的な施策	—

医師少数地区について

「医師の確保を特に図るべき区域」「その他厚生労働省令で定める区域」について

- 医師少数区域以外の医師の確保を特に図るべき区域を、「**医師少数地区**」と呼ぶこととする。
※ 医師が少ない地区があったとしても、地域の医療提供体制の状況を勘案して「医師少数地区」を定めないことも可能

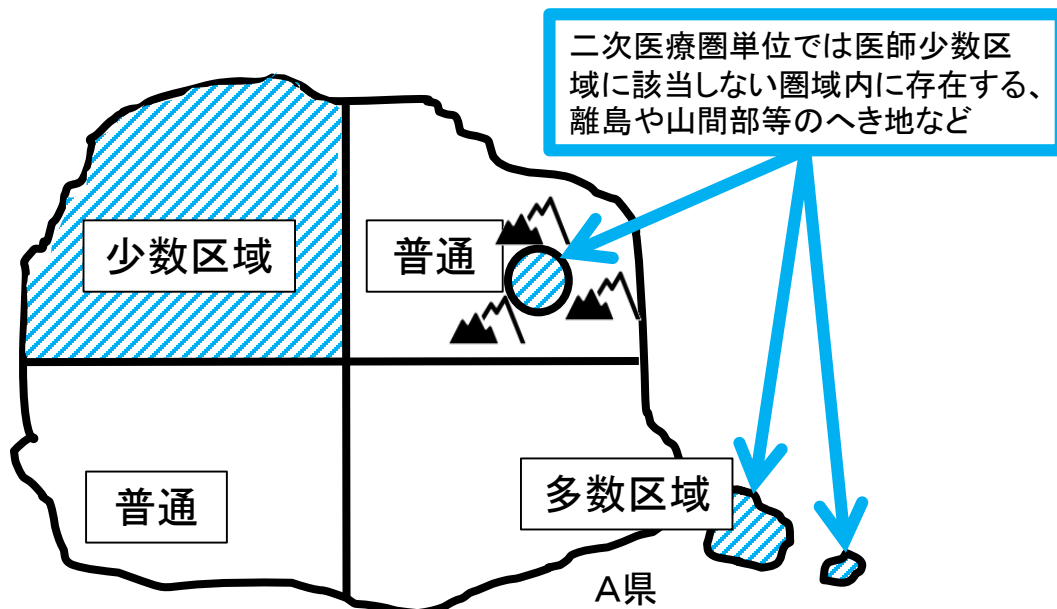
- 医師確保対策は、二次医療圏ごとに設定された医師少数区域を基本としつつも、実際の対策の実施に当たっては、地域の医療ニーズに応じたきめ細かい対応を図るため、二次医療圏よりも小さい区域での柔軟な対策を可能とすることが適当である。
- このため、法律上、各種医師確保対策の対象として、「医師の確保を特に図るべき区域」という概念を設けている。

医療従事者の需給に関する検討会
第22回 医師需給分科会(平成30年9月28日)
資料3(抜粋・一部改変)

医師の確保を特に図るべき区域 = 医師少数区域 + その他厚生労働省令で定める区域(医師少数地区)

- 医師少数区域以外の医師の確保を特に図るべき区域(医師少数地区)については、二次医療圏よりも小さい区域とし、都道府県が地域の実情に応じて設定できるよう、都道府県内の医師少数区域以外の二次医療圏に存在する無医地区、準無医地区(へき地診療所を設置し、定義上、無医地区又は準無医地区ではなくなった地域も含む。)に加え、都道府県知事が厚生労働大臣に協議の上で定める地域としてはどうか。

「医師の確保を特に図るべき区域」のイメージ



・医療法(昭和23年法律第205号)(抄)(平成31年4月1日施行)

第十二条(略)

2(略)

- 一 **医師の確保を特に図るべき区域(第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。)**内に開設する診療所を管理しようとする場合
- 二～五(略)

第三十条の二十三(略)

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 **医師の確保を特に図るべき区域**における医師の確保に資するとともに、**医師の確保を特に図るべき区域**に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
- 二 医師の派遣に関する事項
- 三 第一号に規定する計画に基づき**医師の確保を特に図るべき区域**に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- 四 **医師の確保を特に図るべき区域**に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- 五 **医師の確保を特に図るべき区域**における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- 六(略)
- 七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項

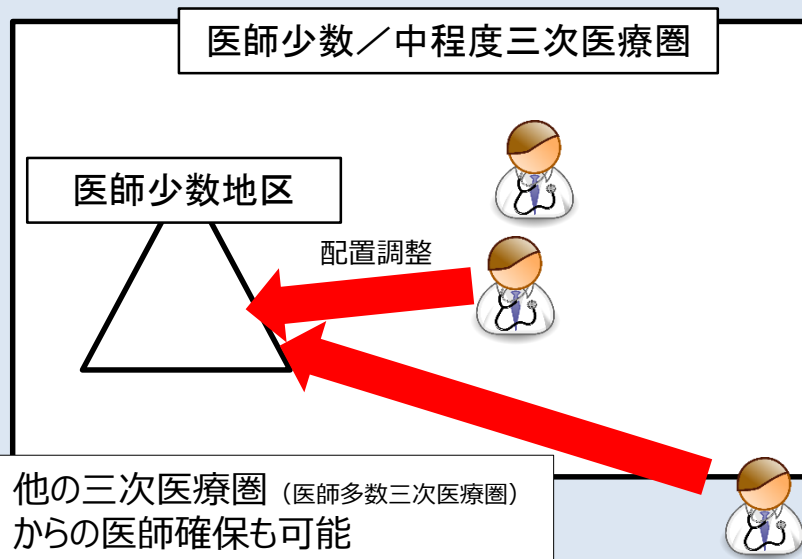
3・4(略)

医師少数地区における医師の確保について

- 医師少数地区に関しては、現時点の医師少数区域と同様に、短期的な施策を中心に
 - ① 医師多数三次医療圏内に存在する場合は、三次医療圏内での調整を行う
 - ② 医師少数／中程度三次医療圏内に存在する場合は、三次医療圏外からも医師を確保することも可能としてはどうか。
- なお、医師少数地区における診療体制については、地域医療構想との整合性を図りつつ、移動診療等も適宜活用しながら偏在対策を進めることとしてはどうか。

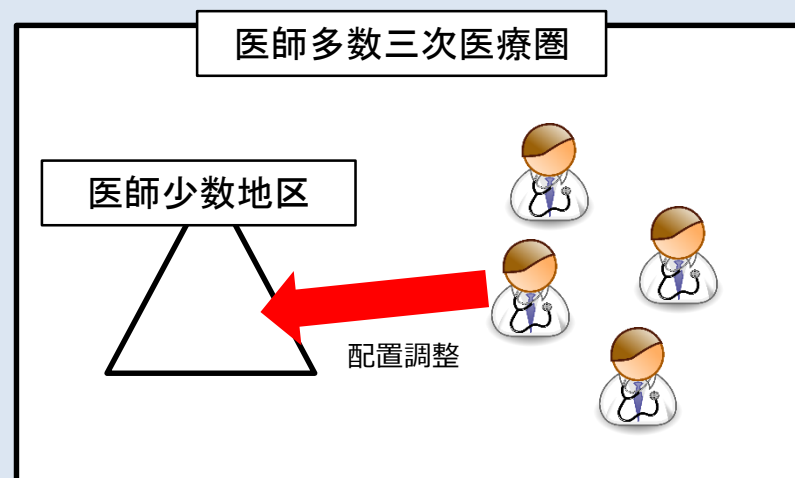
医師少数／中程度三次医療圏に 医師少数地区が存在する場合

三次医療圏内の調整で医師の確保を行うことが基本
三次医療圏外からの医師の確保も可能



医師多数三次医療圏に 医師少数地区が存在する場合

三次医療圏内の調整のみで医師の確保を行う方針とする



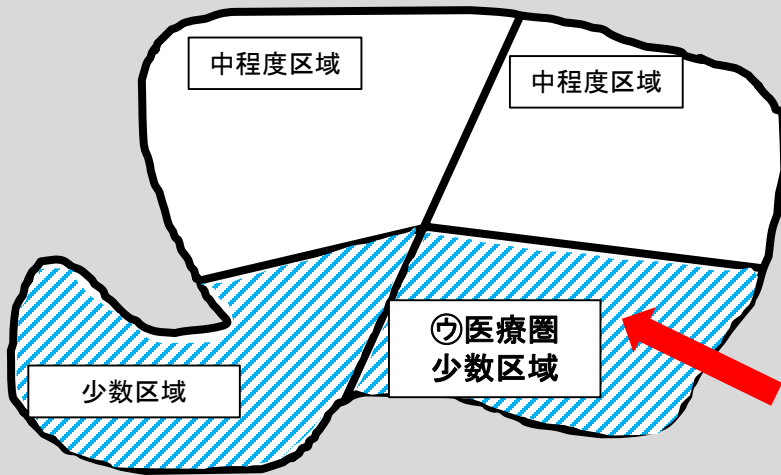
(参考) 二次医療圏の医師の確保の方針の例

地域の状況
A県 ⊕医療圏

医師**少数**三次医療圏内に存在する、医師少数区域。

- 三次医療圏外からの医師の確保が**可能**
- 二次医療圏外からの医師の確保を**行う**
- 短期的な施策を用いる方針
- 長期的な施策を用いる方針

A県
医師**少数**三次医療圏

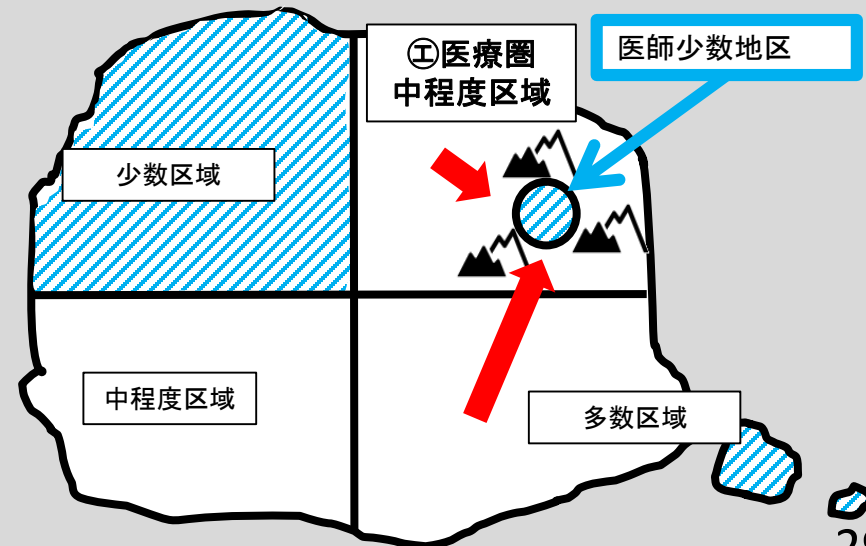


地域の状況
C県 ⊕医療圏

医師**多数**三次医療圏内に存在する、医師中程度区域であり、内部に医師少数地区を含む。

- 三次医療圏外からの医師の確保は**できない**
- 二次医療圏外からの医師の確保が**できる**
- 短期的な施策を用いる方針

C県
医師**多数**三次医療圏



二次医療圏の 医師の確保の方針についての留意事項

二次医療圏の医師の確保の方針についての留意事項

- 二次医療圏の医師の確保の方針については、三次医療圏内の適切な医療提供体制の確保の観点から、機械的に算出された医師偏在指標上は医師少数区域に該当する二次医療圏であっても、医師少数区域に指定しないなど、各都道府県において医療の実情に合わせて適切に定められるようにすることとする。
- 医師少数三次医療圏においては、二次医療圏の医師の確保の方針を踏まえて、合計が三次医療圏の目標医師数を超えないように、二次医療圏の目標医師数を設定することとする。
- 医師多数／中程度三次医療圏においては、二次医療圏の医師の確保の方針を踏まえて、合計が三次医療圏の現在医師数を超えないように、二次医療圏の目標医師数を設定することとする。

(参考) 二次医療圏の医師の確保の方針についての留意事項の例

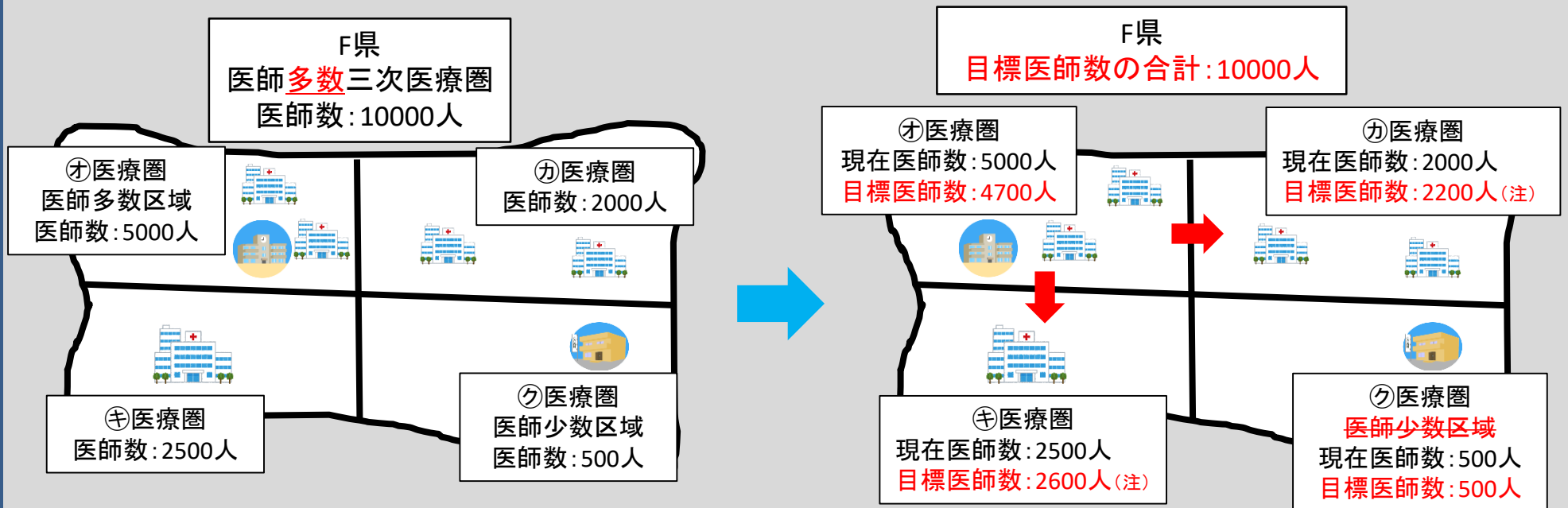
地域の状況
F県
医師多数三次医療圏



F県 知事

担っている医療機能を踏まえて、

- ・ ㊦医療圏と㊧医療圏は医師中程度区域だが、医療機能を集約しており医師を増やす必要がある。
- ・ ㊨医療圏は医師少数区域に該当するが、㊦医療圏等の状況も踏まえ、医師少数区域には指定しない。



(注) ㊦医療圏、㊧医療圏は医師少数区域に指定されていないが、目標医師数を現在医師数よりも多く設定することができる。